



山形県公報

平成30年6月5日(火)
第2949号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……579
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……580
- 農業振興地域の区域の変更……………(農業経営・担い手支援課) ……582
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……583
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) ……同

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………584

### 公 告

- 平成30年度山形県家畜(牛)人工授精講習会の実施……………(畜産振興課) ……同
- 平成30年度山形県家畜(牛)人工授精講習会修業試験の実施……………(同) ……585
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……588
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……同
- 同……………(河北病院) ……589

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第463号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称            | 所 在 地           | 認 定 期 間                     |
|----------------|-----------------|-----------------------------|
| 医療法人社団小白川至誠堂病院 | 山形市東原町一丁目12番26号 | 平成30年7月1日から<br>平成33年6月30日まで |

鶴岡市立荘内病院

鶴岡市泉町4番20号

平成30年7月1日から

平成33年6月30日まで

## 山形県告示第464号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、平成30年5月25日次のとおり通知があった。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成30年6月6日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

医療生活協同組合やまがた

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

同

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック

鶴岡市文園町11番3号

医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネスVIVID

同

医療生活協同組合やまがた

協立歯科クリニック

同 日枝字海老島159番地1

医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな

同

医療生活協同組合やまがた

ひとみ保育園

同

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターふたば

同 双葉町13番45号

医療生活協同組合やまがた

包括支援センターわかば

同

医療生活協同組合やまがた

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝字海老島64番地

医療生活協同組合やまがた

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同 文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

小規模多機能型住宅介護事業かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8

医療生活協同組合やまがた

サポートセンターあさひ

鶴岡市熊出字日鐘31番地3

医療生活協同組合やまがた

グループホーム和楽居

同 日枝字海老島63番地5

医療生活協同組合やまがた

しろにし診療所

山形市城西町四丁目27番25号

|                                          |   |               |
|------------------------------------------|---|---------------|
| 医療生活協同組合やまがた<br>居宅介護支援事業所虹               | 同 |               |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム共同の家虹          | 同 | 北町三丁目1番37号    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>デイサービス虹                  | 同 |               |
| 医療生活協同組合やまがた<br>ヘルパーステーション虹              | 同 |               |
| 医療生活協同組合やまがた<br>本部                       |   | 鶴岡市双葉町13番45号  |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)    | 同 | 民田字代家田100番地1  |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション) | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)      | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし               | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし               | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 99番地1         |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館            | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>有料老人ホームてんまの家                  |   | 酒田市中町三丁目2番21号 |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき                | 同 | 3番18号         |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」              | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>介護予防特化型通所介護あゆみ                | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                        | 同 | 4番12号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院                          | 同 | 5番23号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                 | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                  | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち             | 同 |               |
| 酒田健康生活協同組合<br>健生ふれあいクリニック                | 同 | 泉町1番16号       |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院           | 同 | あきほ町30番地      |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海酒田リハビリテーション病院  | 同 | 千石町二丁目3番20号   |

|                                             |                    |
|---------------------------------------------|--------------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                     | 山形市沖町79番地1         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院                  | 同 東原町一丁目12番26号     |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                        | 同 桜町7番44号          |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス              | 同 旅籠町一丁目7番23号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい                | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                       | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき                 | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実                 | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち      | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                    | 同 富神前48番地5         |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所                 | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                         | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                         | 同 長町二丁目10番56号      |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                       | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                      | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会<br>かみのやま病院                       | 上山市金谷字下河原1370番地    |
| 社会医療法人二本松会<br>介護老人保健施設かなやの里                 | 同                  |

#### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

#### 山形県告示第465号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 変更する地域の名称

酒田農業地域

##### 2 変更後の区域

酒田市行政区域のうち、次の図に示す区域

（次の図は省略し、その図書を農林水産部農業経営・担い手支援課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

### 山形県告示第466号

次の開発行為は、完了した。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年2月27日 指令村総建第265号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市一本木二丁目6095番、6096番1、6097番3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市中央一丁目8番18号 株式会社 小田島不動産

### 山形県告示第467号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人  |         | 売りさばき所の所在地    | 承認年月日       |
|---------|---------|---------------|-------------|
| 変更前     | 変更後     |               |             |
| 清 野 はなよ | 清 野 恵 子 | 山形市荒楯町二丁目8番8号 | 平成30. 5. 28 |

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月5日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
山形県監査委員 鈴 木 孝  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
津村 隆 山形市鉄砲町二丁目4番12号パーシモンズA棟  
柴田 真人 山形市宮町四丁目20番20-301号グランバレオ  
浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月5日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

別表第1山形市市長部局の項中「、総務課」を削り、同表鶴岡市市長部局の項中「部長」を「部長、次長」に、「参事（部付参事を除く。）」を「観光戦略監、参事」に、「課長補佐」を「室長、課長補佐」に改め、同表鶴岡市教育委員会事務局の項中「課長」を「参事、課長」に改め、同表鶴岡市監査委員事務局の項中「参事、」を削り、同表寒河江市市長部局の項中「秘書係長」を「秘書主査、秘書係長」に改め、同表舟形町町長部局の項及び真室川町町長部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表小国町町長部局の項中「会計管理者」を「白い森みらい創生監、会計管理者」に改め、同表小国町町長部局訪問看護ステーションの項中「所長」を「所長、事務主幹」に改め、同表小国町の項中「教育委員会事務局 課長、主幹」を「教育委員会事務局 課長、主幹  
おぐに保育園 園長」に改め、同表白鷹町町長部局の項中「（課付課長を除く。）」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 講習会の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年7月3日（火）から同月31日（火）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地

山形県農業総合研究センター畜産試験場

#### 2 対象となる家畜の種類

牛

#### 3 受講手続

受講願書を平成30年6月18日（月）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

#### 4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による平成30年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年8月1日（水）から同月3日（金）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地

山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地                | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分                | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|------------|--------------------|------------------------------------------------------|------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|            |                    |                                                      |      |                   | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営小出アパート1号 | 長井市台町3-1           | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>55.7<br>平方メートル | 2    | 一般用               | 13,500          | 15,600                     | 17,900                     | 20,100                     | 23,000 | 26,600                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同2号        | 同3-2               | 同                                                    | 1    | 同                 | 14,300          | 16,500                     | 18,900                     | 21,300                     | 24,400 | 28,100                     |                            |
| 同成田アパート    | 同成田3102-3          | 同                                                    | 1    | 同                 | 16,100          | 18,600                     | 21,200                     | 24,000                     | 27,400 | 31,600                     |                            |
| 同小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 同                                                    | 4    | 同                 | 13,100          | 15,100                     | 17,300                     | 19,500                     | 22,300 | 25,800                     |                            |
| 同          | 同                  | 同                                                    | 1    | 同                 | 13,100          | 15,100                     | 17,300                     | 19,500                     | 22,300 | 25,800                     |                            |
| 同2号        | 同3-8               | 同                                                    | 3    | 同                 | 14,100          | 16,300                     | 18,600                     | 21,000                     | 24,000 | 27,700                     |                            |
| 同白鷹アパート    | 同白鷹町大字荒砥乙1482-1    | 同                                                    | 1    | 同                 | 12,600          | 14,600                     | 16,700                     | 18,800                     | 21,500 | 24,800                     |                            |
| 同          | 同                  | 同                                                    | 1    | 同                 | 12,600          | 14,600                     | 16,700                     | 18,800                     | 21,500 | 24,800                     |                            |
| 同宝前町住宅     | 同十王5502-11         | 同                                                    | 1    | 同                 | 18,400          | 21,200                     | 24,300                     | 27,400                     | 31,300 | 36,200                     |                            |
| 同あらとアパート2号 | 同荒砥乙725-1          | 同                                                    | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 25,400          | 29,300                     | 33,500                     | 37,800                     | 43,200 | 49,900                     |                            |
| 同          | 同                  | 同                                                    | 1    | 一般用               | 25,400          | 29,300                     | 33,500                     | 37,800                     | 43,200 | 49,900                     |                            |
| 同          | 同                  | 同                                                    | 1    | 同                 | 25,400          | 29,300                     | 33,500                     | 37,800                     | 43,200 | 49,900                     |                            |
| 同飯豊アパート    | 同飯豊町大字萩生3893-3     | 同                                                    | 1    | 同                 | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,300 | 29,300                     |                            |
| 同          | 同                  | 同                                                    | 1    | 同                 | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,300 | 29,300                     |                            |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成30年6月11日から同月15日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、平成30年6月15日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
 米沢市金池七丁目1番50号  
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所
- 5 入居の時期 平成30年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成30年3月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年6月5日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項                    | 措 置 の 内 容                                                                                        |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 米沢東高等学校     | 支出事務が適切でないものがある。           | 支出事務の執行に当たっては、年間の業務を複数職員で確認するよう一覧にするとともに、請求受付担当を決め、請求漏れが無いよう確認を行うことで、適正に支払い事務が行われるよう業務体制の改善を図った。 |
| 山形北高等学校     | 支出事務が適切でないものがある。           | 支出事務の執行に当たっては、請求書の受理日について複数職員での確認を徹底して行うことにより、内部牽制が有効に機能するよう改善を図った。                              |
|             | 契約の締結又は履行が適切でないものがある。      | 契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による確認を強化して内部牽制が有効に機能するよう改善を図った。                                 |
| 山辺高等学校      | 執行管理体制が適切でないものがある。         | 規定に則した確認調書を作成し決裁時に複数職員で確認する体制とするとともに、給与担当者の引継に手当の支給状況を盛り込むことにより、適正に手当を支給できるよう業務体制の改善を図った。        |
| 米沢興譲館高等学校   | 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。 | 予算の計画的・効率的執行における郵便切手の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後の見込み等を勘案して計画的に購入し、必要最小限の保有に留めるなど、徹底した在庫管理を行うよう管理体制を整えた。 |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月5日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 4,200キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623

- 3 落札者を決定した日 平成30年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり63,720円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成30年2月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月5日

山形県立河北病院長 多 田 敏 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 520キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院総務課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり65,880円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成30年2月16日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤（2行目） |
|------------|------------|-----|---|--------|
| 平成30. 4. 1 | 号外（8）      | 2   | 2 |        |

|                                                                       |  |
|-----------------------------------------------------------------------|--|
| 1 社会福祉施設<br>（地域福祉推進課、健康長寿推進課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。 |  |
|-----------------------------------------------------------------------|--|

正（2行目）

|  |                                                                       |
|--|-----------------------------------------------------------------------|
|  | 1 社会福祉施設<br>（地域福祉推進課、健康長寿推進課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。 |
|--|-----------------------------------------------------------------------|

同 同 同 15

誤（15行目）

|                                                                       |  |
|-----------------------------------------------------------------------|--|
| 1 社会福祉施設<br>（地域福祉推進課、長寿社会政策課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。 |  |
|-----------------------------------------------------------------------|--|

正（15行目）

|  |                                                                       |
|--|-----------------------------------------------------------------------|
|  | 1 社会福祉施設<br>（地域福祉推進課、長寿社会政策課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。 |
|--|-----------------------------------------------------------------------|

同 同 11 2

誤（2行目及び14行目）

同 同 同 14

|                                                              |  |
|--------------------------------------------------------------|--|
| 1 第3条の規定による占用料等の減免に関すること（占用等の許可が庄内総合支庁建設部建設総務課の処分に係るものを除く。）。 |  |
|--------------------------------------------------------------|--|

正（2行目及び14行目）

|  |                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------|
|  | 1 第3条の規定による占用料等の減免に関すること（占用等の許可が庄内総合支庁建設部建設総務課の処分に係るものを除く。）。 |
|--|--------------------------------------------------------------|